

中央会費(賦課金)

会員に対する会費(賦課金)は、組合の種類によって下記の基準で次の方法により納入をお願いいたします。

[賦課基準]

(1)法定会員

①事業協同組合、出資商工組合、火災共済協同組合、協業組合

1) 平等割 月額 5,500円

2) 出資金割

等級	払込済出資金額(万円)		月額(円)
1	100	未満	1,800
2	100	以上 ~ 300	2,400
3	300	以上 ~ 500	3,700
4	500	以上 ~ 1,000	4,900
5	1,000	以上 ~ 2,000	6,400
6	2,000	以上 ~ 3,000	7,800
7	3,000	以上 ~ 5,000	9,300
8	5,000	以上 ~ 7,000	10,500
9	7,000	以上 ~ 10,000	11,500
10	10,000	以上	12,300

3) 組合員数割

等級	組合員数		月額(円)
1	50	未満	600
2	50	以上 ~ 100	900
3	100	以上 ~ 300	1,300
4	300	以上 ~ 500	1,700
5	500	以上 ~ 800	2,100
6	800	以上	2,400

②事業協同組合連合会、出資商工組合連合会、商店街振興組合連合会

1) 平等割 月額 5,500円

2) 出資金割

等級	払込済出資金額(万円)		月額(円)
1	100	未満	1,800
2	100	以上 ~ 300	2,400
3	300	以上 ~ 500	3,700
4	500	以上 ~ 1,000	4,900
5	1,000	以上 ~ 2,000	6,400
6	2,000	以上 ~ 3,000	7,800
7	3,000	以上 ~ 5,000	9,300
8	5,000	以上 ~ 7,000	10,500
9	7,000	以上 ~ 10,000	11,500
10	10,000	以上	12,300

3) 組合員数割

平成20年6月

等級	組合員数		月額(円)
1	20	未満	2,400
2	20	以上 ~ 50	4,900
3	50	以上 ~ 100	7,300
4	100	以上 ~	9,800

③非出資商工組合

1) 平等割

月額 8,000円

2) 組合員数割

等級	組合員数		月額(円)
1	50	未満	600
2	50	以上 ~ 100	1,200
3	100	以上	1,800

④企業組合

1) 平等割

月額 5,500円

2) 組合員数割

等級	組合員数		月額(円)
1	5	未満	1,800
2	5	以上 ~ 20	2,500
3	20	以上 ~ 30	3,700
4	30	以上 ~ 40	5,000
5	40	以上 ~ 60	6,200
6	60	以上 ~ 80	6,800
7	80	以上 ~ 100	7,500
8	100	以上 ~ 150	8,100
9	150	以上 ~ 200	8,700
10	200	以上	10,000

⑤信用組合

1) 月額

14,000円

(2) 定款会員

法人	月額
法人	9,200円
LLC(合同会社)	2,500円
LLP(有限責任事業組合)	2,500円
団体	9,200円

[納入の時期]

1年を原則2回に分け、7月、11月とする。

[納入の方法]

商工組合中央金庫大阪支店当座預金口座、同梅田支店、同船場支店及びりそな銀行大手支店普通預金口座または郵便局振替口座に振込送金するほか、本会事務局に直接払込むものとし、都合により本会職員により集金することができる。